

第5章

韓国

関税

高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は10.2%であるが、高い国際競争力を有している繊維・繊維製品が平均19.4%（最高35%）と相対的に高い関税率となっているのをはじめとして、ガラス製の信号用品および光学用品（35%）、銅製品（13～16%）、アルミ製品（13～16%）等高関税品目が存在する。また、譲許率は電気機器が70.3%等となっており、非農産品全体では93.7%である。なお、非譲許品目には、貨物自動車（実行税率10%）、発電機（実行税率8%）、医薬品（実行税率8%）等がある。

なお、1997年7月に、ITAに加入したことにより、先端産業製品の関税率が2004年までに順次に一定水準まで引き下げ、無税化されることとなり、また、1999年には前年10月の米韓自動車交渉の結果、乗用車の譲許税率（最高80%）を一律8%に引き下げた。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、関税はできるだけ引き下

げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。上述の韓国の自由化に向けた努力は評価できるが、韓国はOECD加盟国であり、先進国の一員として自由貿易の推進を図るべき立場にあることや、韓国の世界貿易に占める地位等を考えると、今後更なる自由化が期待される。

補助金・相殺措置

DRAM製造企業に対する補助金付与

<措置の概要>

アジア通貨危機を機に深刻な経営危機に陥った韓国ハイニックス社が、韓国政府系金融機関から新規融資、債務免除等の支援措置を受けて、DRAM（記憶保持動作を必要とする随時書き込み及び読み出しが可能な半導体記憶素子）を輸出したことにより、我が国の国内産業に損害を与えている疑いがあるとして、2004年6月16日、我が国半導体企業2社（エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社）から相殺関税課税申請が提出された。

＜国際ルール上の問題点＞

韓国の金融機関による韓国ハイニックス社に対する金融支援措置が、WTO 補助金協定第 1.1 条に規定する補助金に該当し、その交付を受けた製品の輸入が国内産業に損害を与えている等の要件が満たされる場合には、我が国は補助金協定第 5 部の規定に基づき当該輸入に対して相殺関税を賦課することができる。

＜最近の動き＞

政府は、2004 年 8 月 4 日に、補助金の交付を受けた輸入の事実及び我が国の産業の損害の事実等の有無等について調査を開始した（官報第 3906 平成 16 年 8 月 4 日 5～6 頁）。その結果、ハイニックス支援措置が政府の補助金に該当し、また、当該補助金の交付を受けたハイニックス社製品の輸入により本邦産業に損害が発生しているという事実が認められた。このため、2006 年 1 月 27 日より韓国産ハイニックス社製 DRAM に対して 27.2 % の相殺関税を賦課している。

知的財産保護制度

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

韓国における知的財産法制は、TRIPS 協定の履行期限を前倒しにして 1999 年末以前に整備を完了し、TRIPS 理事会における協定の実施レビューを受ける等、制度整備面からはその取り組みについて評価できる。

他方、国内調査結果（特許庁「2004 年度模倣被害調査報告書（2005 年 3 月）」）によれば、模倣被害有りと回答した我が国企業のうち、約 20 % が韓国において模倣品が製造されたと回答している他、日本の税関における知的財産権侵害

疑義物品の輸入差止件数を仕出し国別で見ると、全差止件数の約 40 % を韓国が占めている。また、都心の観光地において公然と模倣品を販売する光景が散見されるなど、模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の取締りといった制度の運用面について、我が国産業界からはその不備を指摘する声が根強く、日韓特許庁長官会合では、継続して取り組み強化を要請するとともに、日韓 FTA 締結交渉において知的財産権の保護及び取締りの強化に関する検討を行っている。

韓国政府においても刑事処罰の量刑強化や損害額の推定規定の改正等制度面での改善がなされている。特に、模倣品等対策に有効な制度である形態模倣規制の導入等を内容とする不正競争防止法の改正がなされており、このような TRIPS 協定による義務以上の取り組みについては高く評価できる。

しかし、知的財産の適切な保護及び TRIPS 協定の的確な履行の確保の観点から、産業界・権利者等の制度利用者から具体的な問題点についての一層の情報の提供を促しつつ、運用面での取り組みについて、引き続き注視していく必要がある（第 3 章「ASEAN 諸国」の「[1] アジア諸国全般」を参照）。